

介護保険法に基づく第1号通所事業
(指定相当通所型サービス)
重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 シニアセンター v i v i d
- ・開設年月日 平成14年 4月 1日 (平成21年2月1日下記へ移転)
- ・所在地 新居浜市徳常町5番8号
- ・電話 0897-35-1000
- ・管理者名 田中 由香里
- ・事業所番号 3870500828

(2) 事業の目的

ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(3) 運営の方針

ご利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指します。地域との結びつきを重視するとともに、市町村、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めます。

(4) 事業所の職員体制 (令和7年4月現在)

職 種	員 数				職 務 内 容
	常 勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
所長（管理者）		1			本会理事長の命を受け、事業所の統括管理を行う。
生 活 相 談 員		1 以上		1 以上	利用計画の作成、生活相談業務、介護予防計画の作成、市町村、介護予防支援事業者及び各サービス事業者等との連絡調整並びに事務処理に当たる。
介 護 職 員	4 以上	3 以上	5 以上	3 以上	利用者の介護に当たる。
看 護 職 員		1 以上		1 以上	利用者の看護に当たる。

機能訓練指導員	1 以上	1 以上		1 以上	利用者の機能訓練指導に当たる。(看護職員と兼務可)
事務職員		1 以上			事業所運営に関する事務に従事する。
調理員			1 以上		事業所の給食業務に当たる。
計	5 以上	8 以上	6 以上	6 以上	

(5) 通所定員

定員…60名

(6) 営業日及び営業時間

営業日…月曜日～土曜日

(但し、8月16日、10月18日、12月31日、1月1日～3日は休み)

営業時間…8:30～17:00

(サービス提供時間…9:30～15:30)

(7) 通常の事業の実施地域

新居浜市(別子山地区もしくは地域を除く)

2. サービスの内容

- ① 送迎
- ② 生活指導(相談援助等)
- ③ 機能訓練(日常動作訓練)
- ④ 介護サービス、入浴サービス
- ⑤ 給食サービス
- ⑥ 介護方法の指導
- ⑦ 一般的健康状態の確認
- ⑧ その他、サービスの提供に必要と認められる援助

3. 利用料金

(1) 利用料金について

サービス提供の対価として別紙【利用料金表】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額をお支払いいただきます。

(2) 利用料金の計算方法

(1) 基本料金 (2) 食費の自己負担分 (3) 各種加算料金

【利用料金計算方法】

【基本料金(1ヶ月辺り) _____円】

$$\begin{array}{r}
 + \\
 \text{【食費の自己負担分} \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \text{利用日数} \underline{\hspace{2cm}} \text{日】} \\
 + \\
 \text{【各種加算料金} \underline{\hspace{2cm}} \text{円】} \\
 \\
 = \text{利用料金合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{円}
 \end{array}$$

(3) 加算料金に関する一部説明

クラブ活動費・・・・・・折り紙、粘土、手芸用材料等ご利用された場合にお支払いいただきます。

その他日常生活費・・・・趣味でされる手芸、創作活動の材料、希望する外出行事等に参加される方にお支払いいただきます。

(4) 支払方法

原則として、E ネット（金融機関預金口座自動引き落としサービス）をご利用いただきます。（月末締め切りで翌月25日以降引き落とし）なお、詳細及び手続き等については事務所へお申出ください。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・喫煙はご遠慮願います。
- ・金銭及び貴重品、私物（補聴器・時計・眼鏡等）の紛失は一切責任を負えませんのでご了承下さい。
- ・火気の取り扱い、事業所の設備、備品の取り扱いには充分注意してください。
- ・禁止事項・・・・布教活動、危険物、利用者間の貸し借り、物品の販売・宣伝・勧誘、ペットの持ち込み。
- ・当事業所利用中の理容はご利用いただけません。
- ・髭剃りについては、ご持参頂いた電気髭剃りを使用してのサービスは提供致します。

5. 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときにご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

6. 他機関・施設との連携

- ・協力医療機関への受診

当事業所では病院や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

かかりつけの病院、緊急の連絡先を事前にお伺いしてより速やかに対応することを心がけたいと思いますので、お手数ですがご家族の協力をお願いいたします。

7. 協力医療機関

当事業所では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

住友別子病院（内科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科）

十全ユリノキ病院（精神科）

白石歯科医院（歯科）

そのだ歯科クリニック（歯科）

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. その他

○苦情申し立て先

シニアセンター v i v i d

窓口責任者 管理者 田中 由香里

窓口担当者 生活相談員 永易 千賀子、名村 亜末、長野 伊智子

ご利用時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時00分まで

（但し、8月16日、10月18日、12月31日、1月1日～3日は除く）

ご利用方法 電話（0897）35－1000

○行政機関その他苦情受付機関

新居浜市役所 介護福祉課 事業所指導係

所在地 新居浜市一宮町一丁目5番1号

ご利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

（但し、土曜、日曜、祝日、年始年末12月29日～1月3日は除く）

ご利用方法 電話 （0897）65－1241

○愛媛県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 介護保険担当

所 在 地 松山市高岡町１０１番地１

電 話 番 号 （０８９）９６８－８７００

FAX番号 （０８９）９６８－８７１７

受付時間 月～金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分まで

（但し、土曜、日曜、祝日、年始年末１２月２９日～１月３日は除く）

なお、当事業所事業計画および財務内容など、事業所の運営状況につきまして閲覧のご希望がございましたら、担当職員までお申し付けください。

いろいろな要望や苦情などがございましたら、生活相談員や事務所までご意見をお寄せ下されば、速やかに対処し、改善に向け努力します。

苦情のお申し出に対し折り合いのつかない場合は約款第１１条により対応させていただきます。

「ご意見箱」を設置いたしておりますのでご意見がございましたら投函ください。皆様の積極的なご意見をお待ちしております。

11. 第三者の評価の実施状況について

第三者評価については、現在のところ実施しておりません。

介護保険法に基づく第1号通所事業

(指定相当通所型サービス)

利用者負担に係る同意書

シニアセンターvividの介護保険法に基づく第1号通所事業（指定相当通所型サービス）を利用するにあたり、利用約款・重要事項説明書及び利用者負担に関して十分に理解して事業所の定める料金を支払うことに同意します。なお、利用約款第7条（秘密の保持）各号についての関係機関等への情報提供に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(身元引受人・代理人)

住 所

氏 名

印

続 柄

社会福祉法人 はびねす福祉会

理事長 長野 芳夫様